

令和2年2月12日

各 位



新型コロナウイルス肺炎緊急融資取扱い開始

新型コロナウイルス肺炎の発生により影響を受けられた皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い終息を心からお祈り申し上げます。

島田掛川信用金庫（理事長伊藤勝英）は令和2年2月12日、新型コロナウイルス肺炎により売上減少等の経済的影響を受ける当地域の事業者の皆さまを対象とした緊急支援融資の取扱いを下記のとおり開始しました。

また地域中小企業者の資金繰り支援に万全を期し、資金面に限らず、新型肺炎による直接的・間接的な売上減少等経営上の課題に対しても相談に応じております。

記

項目	内容
名 称	「新型コロナウイルス肺炎による緊急支援融資」
ご利用対象者	新型コロナウイルス肺炎の影響により直接的・間接的に経済的被害（売上減少等）を受けている法人及び個人事業主
取扱期間	令和2年2月12日～
融資形式	証書貸付
資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円以内
融資期間	10年以内（1年以内の据置可能）
融資利率	変動金利1.000%以上
返済方法	元金均等毎月返済
担保・保証人	「経営者保証ガイドライン」に沿って個別協議とする。

以上

【問合せ窓口】島田掛川信用金庫 営業統括部 0120-554-633